

第 1 回鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会

1 日時 令和 7 年 9 月 1 0 日（水）1 0 時 0 0 分～ 1 0 時 2 4 分

2 場所 鳥取労働局 4 階大会議室

3 出席者

【委 員】

公益代表委員 佐藤委員、道前委員

労働者代表委員 川本委員、山下委員

使用者代表委員 田中委員、西村委員、福島委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、中塚賃金室長、清水賃金室長補佐

川島賃金指導官、山田専門監督官

4 議事

（ 1 ）部会長・部会長代理の選出

（ 2 ）鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会の運営について

（ 3 ）鳥取県各種商品小売業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について

（ 4 ）その他

5 資料目次

（ 1 ）鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員名簿

（ 2 ）鳥取地方最低賃金審議会運営規程

（ 3 ）鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程

（ 4 ）鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定申出書（写）

（ 5 ）鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）（写）

（ 6 ）鳥取県各種商品小売業最低賃金 適用事業場数・労働者数の経過票

（ 7 ）年度別最低賃金改正一覧表

（ 8 ）鳥取県の最低賃金

(9) 各種商品小売業等最低賃金全国設定状況

6 議事内容

○清水賃金室長補佐 おはようございます。ただ今から第1回鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会を開催します。本日はお忙しい中を出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の委員の出席状況ですが、公益を代表する木原委員、労働者を代表する北畑委員から欠席の連絡をいただいています。現時点で9名の委員のうち7名の出席をいただいていますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定に基づく定足数は満たしており、本専門部会が有効に成立していることを報告します。

また、本日の専門部会に傍聴の希望はございませんでした。

本日は第1回目の専門部会になりますので、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。

なお、各委員の紹介をさせていただきたいのですが、時間の関係もありますので、各委員につきましては資料1ページの資料ナンバー1、委員名簿にて確認をお願いします。

それでは、議事に入らせていただきます。議事(1)の部会長及び部会長代理の選出につきまして、最低賃金法第25条第4項の規定により部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとされています。

選挙の方法につきましては、慣例により委員から推薦をいただき、全ての委員の同意をもって決定することとなっており、本年も同様の方法で進めたいと考えていますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、部会長について推薦いただけますでしょうか。

道前委員をお願いします。

○道前委員 部会長に佐藤委員を推薦します。皆様よろしくお願いします。

○清水賃金室長補佐 ありがとうございます。

部会長に佐藤委員を推薦いただきましたが、異議がなければ承認いただいたということですのでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。全員の承認をいただきましたので、佐藤委員に部会長をお願い

いたします。それでは、佐藤部会長に挨拶と部会長代理の推薦をお願いします。

○佐藤部会長 ただ今、推薦と承認をいただきました佐藤です。部会長としてしっかり務めさせていただきたいと思います。また後で事務局から説明があると思いますが、恐らく今日1日で終わる可能性が非常に高いと思いますので、短い間ですが、よろしくお願いします。

では、部会長代理には道前委員を推薦したいと思います。よろしくお願いします。

○清水賃金室長補佐 ありがとうございます。部会長代理に道前委員を推薦いただきましたが、異議がなければ承認いただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。全員の承認をいただきましたので、道前委員に部会長代理をお願いします。それでは、道前部会長代理に挨拶をお願いします。

○道前部会長代理 ふつつかながら務めさせていただきますが、短く終われると思います。

最低賃金がこのところ、どんどん上がり、私もその状況を把握しながら、どの辺がいいのか考えながらいつも議論していますが、いつもそれを超える決定となり、本当にいろいろ勉強だなと思っています。よろしくお願いします。

○清水賃金室長補佐 ありがとうございます。

それでは、佐藤部会長、この後の議事進行をよろしくお願いします。

○佐藤部会長 では、次第に従って議事を進めてまいります。

議事の1番目は終わりましたので、2番目、鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会の運営について、事務局から審議会及び議事録の公開、議事録の確認等についての説明をお願いします。

○清水賃金室長補佐 専門部会及び議事録の公開、議事録の確認等につきましては、本審議会と同様に、専門部会は公開し、議事録も個人・団体名などの個人情報に係るものを除き公開の取扱いとし、議事録の確認に関しては部会長及び部会長が指名した委員2名に確認していただくことでよろしいか、確認をお願いします。

○佐藤部会長 それでは、何か質問等ありますか。

ないようでしたら本審と同様の取扱いとしたいと思いますが、いかがですか。

(異議なし)

では、本審と同様の取扱いとします。議事録の確認につきましては、労働者を代表する委員は山下委員、使用者を代表する委員は西村委員にお願いしたいと思います。

- 西村委員 承知致しました。
- 山下委員 承知致しました。
- 佐藤部会長 それでは、議事の３番目に進みます。鳥取県各種商品小売業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について、事務局から説明をお願いします。
- 清水賃金室長補佐 本日お配りした資料を説明させていただく前に、特定最低賃金の改正決定の必要性に係る審議についての留意事項を４点説明させていただきます。

まず１点目ですが、鳥取県地方最低賃金審議会におきまして、特定最低賃金の必要性の有無に関しては、各業界の方々を交えて議論を深めていく形が望ましく、事情に合うということから、最低賃金法第２５条第１項の規定による専門部会を設置して、その中で必要性の審議を行うこととしており、今年も専門部会を設置して審議を行うことになります。

２点目は、必要性の有無につきまして、昭和５７年の中央最低賃金審議会の答申の了解事項において、必要性の有無は新産業別最低賃金の設定の趣旨に鑑み、全会一致の議決に至るよう努力するとされており、全会一致以外の運用が行われていないということです。要するに、関係労使の真摯な議論の上で、全会一致で結論を出していただく必要がございます。

３点目は、関係労使の申出に係る労働協約上の賃金の最も低い額が、当該特定最低賃金を引き上げることができる上限の額となります。

ただ今、上限額の説明を申し上げましたが、４点目として、特定最低賃金の下限額について申し上げます。最低賃金法第１６条において、決定又は改定される特定最低賃金額は、地域別最低賃金額を上回るものでなければならない旨が定められています。

以上が留意点です。それでは資料の説明をさせていただきます。

〔資料説明〕

- 佐藤部会長 ありがとうございます。

ただ今、事務局から改正の必要性を審議するに当たって４つの留意事項について説明がありました。

まず１点目、専門部会を設置して審議を行うということで、現在、この専門部会が設置されているわけです。

２点目は、専門部会での決定は全会一致の議決に至るように努力することということで、地域別最低賃金は公労使三者で審議し、なるべく全会一致で、至らなかった場合は多数決でもやむを得ないというような運用をしています。特定最低賃金はあくまでも専門の労

使の交渉事ですので、労使双方が納得する額を決めていただいて、全会一致の議決を目指していくということで、そのように運用されているということです。

3点目は、労働協約の最低額が引き上げることのできる上限額になること。

そして、4点目は、改定される額が地域別最低賃金額を上回るということです。

7月22日付けの改正決定の申出については、7月31日付けで諮問を受けているところです。また、令和7年度の鳥取県最低賃金は1,030円ということで、8月8日に公労使全会一致で改正決定されておりまして、これが10月4日に発効予定であるということです。

さらに、7月22日付けの申出書の労働協約上の賃金の最も低い額は、本日配付した資料の11ページ、資料4にありますように1,005円です。したがって、10月4日発効予定の鳥取県最低賃金額1,030円が労働協約上の最も低い額である1,005円を既に上回る結果となっていますので、引き上げることのできる上限額を、もう超えているわけです。これらの状況を踏まえて、委員の皆様から改正決定の必要性の有無についての意見を賜りたいと思っています。では、労働者側山下委員からお願いします。

○山下委員 先ほど事務局や部会長から説明があったとおりですので、協定額の上限を地域別最低賃金が上回ってしまったということは致し方ないと思っています。

ただ、各種商品小売業の特定最低賃金の審議は昨年も必要性なしということで終わっていますが、その前、令和5年度については6、7年の間、審議なしから審議がされたというところもあります。また、今年度は審議なしということになるかと思いますが、今後、各種商品小売業についてもルールに則った手続をして、審議の必要性がある場合にはしっかり審議をさせていただきたいと思ひますし、我々労働者としても審議ができるように、より一層努力をしていきたいと考えているところです。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、使用者側西村委員お願いします。

○西村委員 審議の必要性について、いろいろな説明であったとおり、必要性はないと申し上げます。

加えて、先ほどの電子部品・デバイス・電子回路等製造業の最低賃金専門部会でも話しましたが、使用者側の立場からすると、そもそも仕事によって金額が変わるという、この特定最低賃金の考え方に非常に違和感を覚えておりまして、最低の生活を保障するという意味合いであれば、全ての業務、業種について同じ考え方で臨むべきであり、殊さらこの百貨店、総合スーパー等の小売業について別枠にして審議をする必要性はないと思ひてい

ます。先ほどありました、直近で協議をしたという実績は確かにありますが資料ナンバー 7、18 ページに載っている鳥取県の最低賃金額のグラフを見ると、長年にわたって、状況としては最低賃金のほうが上回っているような状況が続いているという、この実態からしてみても、この各種商品小売業の審議について、今後、本当に必要なのかどうかということを変更して検討する時期に来ているのではないかと考えています。

○佐藤部会長 ありがとうございます。ほかに意見等がありますか。

(なし)

それでは、先ほどから説明していますように7月22日付け申出書の労働協約上の賃金の最も低い額、1,005円という額を10月4日発効予定の地域別最低賃金1,030円がもう既に上回っていますので、今年の改正決定の必要性については認められないということで報告をしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

では、全会一致で改正の必要性は認められないという結論に達しましたので、事務局で専門部会報告書(案)の作成をお願いします。

では、事務局に準備していただいている間ですが、鳥取県最低賃金は10月4日から73円アップの1,030円で発効予定になっています。これにつきまして本審委員の方は本審で意見を賜れればと思いますが、この専門部会だけの委員の方に、この1,030円の受け止め方をお伺いしたいと思います。

では、労働者側川本委員からお願いします。

○川本委員 単純に労働者側からすれば収入が増えるということはあるがたいことではありますが、企業によっては、その企業の存続がこのままで大丈夫なのだろうかという、色々心配な部分も同時にありまして、ここは慎重に見ていく必要があるということ率直な意見として持っています。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、使用者側福島委員をお願いします。

○福島委員 多分、1,000円ぐらいかなと思い、この春にベースアップという形で、一部を除いてですが企業内最低額を1,000円として、全社員のベースアップを図ったのですが、それ以上だったので予想を上回ってしまったと思います。最低ラインを上げていくことは仕方ありませんが、全体のベースアップを考えると、なかなか企業としては難しいと思いますが、使命でもありますので、そこは業績を出して全員を上げられるような場面を企業として早くに作っていきたいと思っています。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、使用者側田中委員お願いします。

○田中委員 最低賃金の上昇は仕方ないというところもありますし、全国的な風潮もありますけども、やはり企業側から見たときに、かなり負担は大きいと思っています。

特に従業員のモチベーションは高まると思いますが、最低賃金は10月から上がるので、扶養の範囲内で働いている方々は当然ここから、その上がった分について勤務時間を減らすわけです。この11月、12月の忙しい時期に働けないことも当然出てくる可能性が高まりますので、それを誰がカバーするかといったら、他の方たちにどうしても負担が行ってしまいます。残業も増えてくるということになれば、モチベーションは確かに高まる方がいる一方で、その分下がってしまう方も出てくると思いますし、疲労は高まると思います。そういった周囲の環境等も併せて考えていかなければならないということは、しっかりと提言させていただきます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。本日賜りました意見は、また来年度の地域別最低賃金の審議及び特定最低賃金の審議のときに生かしていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

それでは、ただ今、専門部会報告書（案）を作成、配布していただきましたので、確認の意味で事務局から読み上げをお願いします。

〔報告書（案）の読み上げ〕

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、報告書（案）を読み上げていただきましたが、これを専門部会報告として本審に報告させていただいてよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。では、報告書（案）から（案）を消したものを専門部会報告として本審に報告させていただきます。必要性の審議については以上とします。

では4番目のその他ですが、事務局からお願いします。

○清水賃金室長補佐 今後の日程について説明します。本日11時から開催します第554回鳥取地方最低賃金審議会で、部会長から本専門部会報告を行っていただきます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。それでは、これにて専門部会は終了となります。必要性がないということになりますので、これで今年度は閉会になります。

お疲れ様でした。